

ワースト・アセス・コンテスト 評価書

事業名	北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）環境影響評価図書（2007年2月）	事業者	沖縄防衛局（当時は那覇防衛施設局）
-----	---	-----	-------------------

注)本アセスは、沖縄防衛局による「自主アセス」として実施された。

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(Yes・No) NOの場合、なぜ役に立たないか？どのようにアワズメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
法律、条例 自然環境への影響 騒音による影響	アセス法、沖縄県アセス条例に該当しない。自然環境の重要性から、自主アセスを行う。 自然度の総合評価に基づき、影響の少ない地点を選定した。 現状に比べ周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。	ヘリパッドは直径 45m(無障害物帯を含めると 75m)あり、大きさ、位置、規模からみて、沖縄県アセス条例の対象になる(県アセス条例第 2 条 2 項(1)およびその施行規則第 3 条別表第 1 では「滑走路の長さが 30 メートル以上」の陸上ヘリポートはアセスの対象 となる)。県条例に基づきアセスを実施するべきで、自主アセスは、アセス逃れで違法である。 総合評価に用いた指標は、尾根上や平地を選定する傾向が強く、はじめから決められて結論(ヘリパッドの位置、演習の内容など米軍の所用品を満たす)に向けて誘導する手法である。選定した地点は、必ずしも自然度の総合評価に従っていない恣意的なものである。 既存の小型ヘリパッドで既存の機種を用いた離着陸時の予測であり、大型ヘリパッドでオスプレイを用いた軍事演習については影響予測がなされていない。

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような情報が隠されていたか？	垂直離着陸機 MV22 オスプレイの配備について書かれていない。防衛局および政府は、アメリカではそれ自体がアセスの対象になる「オスプレイ配備」を長らく隠蔽しており(2011年6月になってようやく県等へ通知)、もっとも基本的な情報が示されていない。そのため、事業目的があいまいになっている。また、6か所の新たな大型ヘリパッドで、オスプレイを使用して行われるジャングル戦闘訓練や海、河口からの上陸侵入訓練、同機種の基地間の移動訓練などについてはまったく触れられておらず、ヘリパッドの供用時における訓練については記述がなく、影響予測も評価もなされ
------------------	--

	ていない。また、軍事訓練用の歩行ルート、ヘリパッド建設用の作業道路については、それぞれ、評価図書案、住民説明会において、はじめて知らされた。
--	--

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？(Yes・No) NOの場合、

どのような評価項目が欠けていたか？	この自主アセスは、ヘリパッドの建設を前提として、文献や現地調査により自然度が評価され、その評価が相対的に低いとされたところに建設候補地を選定するという組み立てになっている。その結果、いずれの地点においても影響はないか、あっても軽微である、または各種の配慮や措置で低減されるというものになっている。はじめから決まっている結論に向けて結果を誘導したもので、まったく科学的なものではない。評価項目の欠落というより、論理の展開の仕方が恣意的、作為的であり、ここに非科学的なアウズメントの姿が現れている。
-------------------	---

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？(Yes・No) NOの場合、

何がどう反映されていなかったか？	評価図書案(準備書に相当)、評価図書(評価書に相当)に、住民意見、知事意見の概要が示され、事業者意見も示されているが、直接の回答になっていない、あるいは、検討する、配慮する、努力するなどの表現ではぐらかすところが多く、意味のある回答はほとんどみられない。
------------------	---

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？	沖縄県は、滑走路、駐機場、誘導灯がない、直径45mで環境への影響は大きくないので、条例の対象外であるとした。しかし、県アセス条例第2条2項(1)およびその施行規則第3条別表第1では「滑走路の長さが30メートル以上」の陸上ヘリポートはアセスの対象となる。沖縄県の「自然環境保全指針」では、ヘリパッド建設予定区域は「自然環境の保護・保全を図る区域」であり、環境への影響はたいへん大きい。沖縄県の見解は誤りであり条例を逸脱している。
---------------	---

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？	環境省は関与していない。法的には関与する場がないとしても、生物多様性保全上のホットスポットであり、少なくとも大臣のコメントは出すべきである。
---------------	--

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(Yes・No) NOの場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？	ヘリパッド移設の検討が始まった段階で、移設が決定される前に行われるべき。移設という名目で、実際には巨大で新たなヘリパッドを建設し、新鋭機種を配備して軍事演習を行うことなので、政策検討段階、遅くても決定過程での戦略的アセスが必要である。
-------------------------------	---

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？()円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(Yes・No)

政府・防衛省は、オスプレイの配備は承知していないという建前を固持してきたため、アセスの事業目的にオスプレイの配備と軍事演習を明記することができず、これ

を明記しないで済ませるために、アセス条例逃れの「自主アセス」としてと疑われることから、はじめから客観性は担保されていない。また、アセス業者は、当時のことは分からないが、2012年1月時点では、防衛省からの天下り役人を受け入れている。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

- ・アセス手続きの事前調査や手続き中の調査が環境影響を及ぼした。(Yes・No) Yesの場合、
- ・アセス手続の最中に事業者が事業を進捗させている。(Yes・No) Yesの場合、
- ・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(Yes・No) Noの場合、
- ・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか?(Yes・No) Noの場合、
- ・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか?(Yes・No) Noの場合、
- ・アセス手続で十分に住民意見を言える機会があったか?(Yes・No) Noの場合、
- ・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes・No) Yesの場合、具体的にご記入ください。
- ・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

訴訟は、ヘリパッド建設に反対する住民が、国によって通行妨害で訴えられ被告にされたという「スラップ訴訟」であり、住民一名に対して通行妨害禁止命令が出された。住民の人権、権利、表現の自由が認められず、住民運動を萎縮させるための国による「嫌がらせ裁判」であり、他の住民運動に対しても、国による同様のスラップ訴訟が起こされる可能性が高まり、大きな問題である。この裁判の過程で、被告側(住民側)証人が、防衛局のヘリパッド自主アセスの違法性、非科学性について証言している。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

- ・アセスの対象事業の範囲を見直し、軍事基地の建設も対象に加え、供用後の訓練、演習の内容、軍用機、車両、兵員、武器、他の基地との移動等もアセスの対象に含める(現行の指針等でもできないことはないが、より厳密化する)。
- ・アセス逃れその他、アセスを正当に行わないものに対して罰則を設ける。
- ・生物多様性保全上重要な地域に関しては、事業の規模にかかわらずアセスを実施する。重要な地域とは、自然公園法等に基づくものに限定せず、自治体の条例や指針、民間の研究成果も含める。